

ナショナリズムとデモクラシー

——日露戦争期における吉野作造の政治思想——

佐藤 太久磨

はじめに

吉野作造(1878～1933)——その名を聞いたとき、ひとは何を思い浮かべるであろうか。民本主義をはじめ、「大正デモクラシー」、国際民主主義、植民地自治など、吉野を連想させるキーワードは、数え上げれば切りがないほどである。

しかしいまここで例示した単語は、いずれもある時期に限られた吉野の一側面に過ぎない。その時期とは、第一次世界戦争期、あるいはそれ以降の時期のことである。誤解を恐れずに直言すれば、史料の残存状況にもよるであろうが、「吉野らしさ」が確認できるのは、その時期以降に集中しているといっても過言ではない。それがために、吉野の思想と行動を検討した従来の研究は、ともすれば当該期以降に偏重してきたように思われる。

それに比して、吉野が言論活動を本格的にはじめた日露戦争期に関する研究は、依然低調といってよいだろう¹。日露戦争期の吉野といえば、信仰上の師である海老名弾正(1856～1937)、学問上の師である小野塚喜平次(1871～1944)のもと、日露主戦論の立場から、その理論化を図った人物として知られている。ただそのためであろうか、その時期の吉野に関しては、デモクラットとしてではなく、ナショナリズムの文脈で語られる傾向にあるように思われる²。本稿でも確認してゆくように、そのこと自体、なんら誤りではない。当該期の吉野の言論から、そうした発言を抽出することは、決して難しい作業ではないし、それだけに、日露戦争期の吉野をナショナリズムの使徒として規定することは容易ですらあるといえる。

しかしここでは、日露戦争期の吉野が、デモクラシーを全否定したわけではなかった点にも注意を払っておこう。詳しくは、以下の行論で検討してゆくが、なるほど吉野の足跡に照らし合わせてみれば、日露戦争期のデモクラシー思想は、後年のそれ——「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」(1916年〈大正5〉1月)以降——と比べて未熟に映るかもしれない。しかしそうであっても、デモクラシーの理念が抱かれていたことを閑却してはならない。ならば、ここで果たすべきは、ナショナリズムとデモクラシーがいかなる配置にあったのかを究明する作業となろう。

本稿では、このような問題視座から、日露戦争期における吉野作造にあって、ナショナリズムとデモクラシーがどのように構成されているのか、両契機の交叉とその変形がいかなるものであったのかを明らかにしてみたい。

吉野のみならず、日本近代の戦争とデモクラシー、ナショナリズムにアプローチする際、三谷太郎の学説に触れないわけにはいかない。かつて三谷は、日本近代におけるデモク

ラシーの特長と形状を、「戦後デモクラシー」として定式化してみせた。「大正デモクラシー」が日露戦争と第一次世界戦争以後の複合的なそれであれば、いわゆる「戦後デモクラシー」は、第二次世界戦争以後のそれとして位置づけられる、と³。三谷によれば、日本のデモクラシーは、すべて戦争以後の所産として理解される。そこでは、デモクラシーと戦争とは切っても切り離せないことが指摘されているのであって、戦争はいわば、デモクラシーの生みの親として位置づけられているのである。

こうした三谷の見解に、異論はない。なかでも、「国家主義」(ナショナリズム)と「民主主義」(デモクラシー)の親和性が取り上げられたのは、本稿の問題関心に照らし合わせてみても、たいへん興味深いものである⁴。本稿では、やや遠回りであるが、日露戦争期における吉野作造の政治思想に焦点を定め、戦争以後のみならず、戦争の直中に不十分なながらもデモクラシーの理念が胎動していたこと、そしてそれがナショナリズムといかに交接していたのかを政治思想史の見地から解明することで、三谷の提起した論点を継承してみたい。

こうした作業は、当然のことながら、吉野個人だけではなく、ナショナリズムとデモクラシーの歴史総合的な理解を深めてゆくそれではなければならないであろう。しかしその準備作業として吉野という個性(プリズム)を通して、その具体相に接近しておくことも決して無駄ではあるまい。その際、本稿では、ナショナリズムとデモクラシーの布置状況そのものについて焦点を当てておきたい。というのも、両契機のあいだに親和性が認められるにせよ、その入り組んだ状態がいかなるものであったかは必ずしも自明ではないからである。本稿は、以上のような研究視座に基づき、ナショナリズムとデモクラシーの配置図、その一端を読み解こうと試みるものである。

第1章 日露戦争とデモクラシー思想 ——その精神構造

第1節 国際政治思想

日清戦争に際して、福沢諭吉(1835~1901)が同戦争を「文野〔「文明」と「野蛮」—佐藤註〕の戦争」と称したように⁵、日露戦争が多くの人によって「文明」と「野蛮」の戦争として意味づけられたことは、ひろく知られているとおりである⁶。この限りで、福沢の打ち出したテーゼは、日清戦争終結以降、およそ10年を経過した後においても、有効に機能していたのであって、「文明」と「野蛮」の区分法は、容易には潰えなかったといえよう。

青年期の吉野作造は、そうした思想圏内に属していた一人である。吉野は、以下のように、ロシアを「文明の敵」と見做し、「政治的進化」の法則に恃むことで日露戦争を意味づけてみせたのである。

近世歐洲の政治的進化の跡を見るに、専制時代より民権論時代に移り(求心より遠心

に)、今や個人の充実を基礎として鞏固なる団体的権力を樹立せんとするものゝ如し。独り露国は主義として今尚専制の政治を固執し、大勢趨行の当然たる自由思想の勃興をば強て压抑して仮借する所なし。(中略)露国は実に文明の敵なり。今若し露国日本に勝たん乎、政府の権力一層強く压制益甚しからん。幸にして日本に敗れんか、或は自由民権論の勢力を増す所以とならん。故に吾人は文明のために又露国人民の安福のために切に露国の敗北を祈るもの也⁷。

政治的進化の法則にしたがえば、全世界はいずれ「民権」国家によって覆われた空間へと編成されてゆくであろうが、日露戦争がその決定的な一撃として意味づけられていることは、容易に見て取れよう。

専制(非文明)か民権(文明)か——吉野の立場は、明確である。「吾人は文明に対する義務として露国に勝たざるべからず。私に思ふ露国を膺懲するは或は日本国民の天授の使命ならんと⁸」との直截な表現に示されるように、当然後者の立場である。この時点で、吉野が日本を文明国と認定していたかどうかは疑わしいが、ともあれ文明のための使命として、日本は戦争で勝利を収めなければならないのである。

そうでなければ、みずからを文明の側に定立することはできない。戦争に敗れてしまえば、政治的進化の法則を裏切る結果になってしまうからである。文明国とは、いわば実力闘争を成功裡に遂行できる国家、もう少し限定的に言えば、専制勢力を打ち負かすことのできる実力を保有した国家として意味づけられていたように思われる。

そうした観測を裏付けるかのように、ロシアの民主化は、同国の敗北を前提として見通されることとなる。「露国に於ける人民的勢力は日露戦争後頓に勃興激増して専制政治没落の期も亦將に近からんとす⁹〔下線—佐藤〕」、「日露戦争の結果たる露国の人民的勢力の激増は結局同国人民を専制の害禍より救ふに至るべきや疑を容れず¹⁰〔下線—佐藤〕」——これらの発言から明らかなように、日露戦争における日本の勝利は、ロシア国内の民主化を進める一大契機として位置づけられていたのである。

政治的進化の法則に対する確信は、ここでも揺るがない。ロシアが敗れば、同国内に自由民権思想が流布し、専制政治に代わって立憲政治が成立するであろう、とまで述べられるほど、である¹¹。専政の終焉は、貴族政治の終わりでもある。「今日に於いて多くの文明国は、或は貴族階級の人民の勢力を容認することによりて或は人民の勢力を以て全く貴族の階級を打破することによりて、主民的運動は遂に其功を奏し、兎も角も立憲政体の確立を見るに至りたる」のであって、今日一般の政治体制が「人民をして政策方針を決定するの源たらしむるの主義に帰向しつゝある」以上¹²、ロシアとてその進化法則からは逃れられない。吉野にとっての日露戦争とは、政治的進化の原則が正しいのか否かを検証するための実力闘争(実践)にほかならなかったのである。

その限りで、デモクラシーと戦争を同時に肯定することは、なんら矛盾しない。それどころか、この二つの概念は、十分に共存可能だったというべきであろう。そしてそのような理解は、戦争以後ではなく、実に戦争の渦中で着実に醸成されていたのである。

それでは、戦争を媒介としてロシアの民主化を促成させる試みは、自国の民主化を推し進める契機になったであろうか。次に問われるべきは、デモクラシーの理念が、日本においても通有されるべきものとして理解されていたか、という点であろう。

第2節 国内政治思想

結論を先取りしていえば、この時点で、吉野が日本国内における民主化、特に選挙権の拡張について積極的であったわけではなかった。この点については、幸徳秋水(1871～1911)や堺利彦(1871～1933)ら、平民社系知識人グループが普通選挙請願運動を展開していたこととは、対照的ではある。

平民社系の知識人たちは、「社会主義実行の第一着手」として「唯だ一般平民をして議員選挙の権利を得せしむる」こと¹³、すなわち普通選挙の実施を求めて、1904年(明治37)10月に檄文を『平民新聞』紙上に公表したが、その檄文に対して吉野は、以下のようなコメントを寄せている。

尤も立憲政治の本旨より又人民窮極の幸福より云へば選挙権は一切の人民にあるべし。少くとも独立の生活を営む者は一人の例外もなく此権の行使に與らざるべからず。故に所謂普通選挙は政治の理想なり。然れども只夫れ理想なり。故に普通選挙は結局達すべき目標として其準備を怠るべからざるも、そは民衆の能力の程度を参酌して漸を以て進むべく、俄に智徳不十分なる多数民衆を政治圏内に投ずべからざるや固より明白なり¹⁴ [傍点一原文]。

普通選挙の実現は、「政治の理想」に違いない。その限りで、普通選挙制が辿り着くべき政治的境地であることには変わりはない。しかしながら、一般民衆の政治能力や智徳が成熟していない以上、普選の即時実行は時期尚早と判断されたのである。普選を実施し「平民議会」を成立させるためには、(1)民衆に議会を監督する能力、(2)議員の言動を律する能力が備わっていなければならないが、吉野にしてみれば、いずれも十分ではない、という見地から普選の採用は見送られたのである。普選の実現によって見込まれる政治の民主化よりも、それによって蒙る害悪、その見積もりの方が大きかったのであろう。「故に予は信ず。普通選挙制は現今の我国に於て必ずしも採用すべき制度に非るのみならず、假令之を実施するも予期の結果を得ること能はず¹⁵ [傍点一原文]」との発言が残される所以である。

普選が先送りされたのだとすると、残された選択肢はひとつしかない。現行の制限選挙だけである。吉野は、明言してやまない。

故に現在に於ける民衆の智徳の度合を基礎として立憲制度の美果を収めんと欲せば須らく選挙権に多少の制限を置き、以て民衆中政治能力を具有せざる者を排斥するの必要なきに非ず。故に普通選挙制の採否は純粹なる理論上の問題たるよりは寧ろ事実を基礎として決すべき問題たり¹⁶。

では、現行制度が、唯一無二の準拠点として設定されたのか。そうではない。吉野の国

内政治論が、普通選挙の提唱には至らず、制限選挙の枠内にとどまったとはいえ、現行の制限選挙、特に財産の多寡による選挙権の規準が至高のものとして容認されていたわけではなかった。

我現行選挙法の認むる財産の多少は慥かに此明確なる標準の一たるを得るに相違なし。何となれば政治能力の多少は大體に於て財産の多少と正比例すべきを以て也。然れども之を唯一の標準とするときは甚しき不公平を生ずるや論を待たず。有資産家のうち必ずしも無能力者なきに非ず、無資産者のうち常に能力者なきを必し難ければ也。故に吾人は固より現行法の如く財産を以て唯一の標準とする制度に賛成するを得ず。更に之に混うるに教育職業履歴等の標準を以てすべきことを主張する者也¹⁷〔傍点一原文〕。

以上の記述に明らかのように、吉野にとって、選挙権の指標は、財産ではなく政治能力の有無に定められていたのである。有産者層／無産者層の別を越えて、全国民から有能な人材を政治の舞台に送り出すことが、そのねらいであったといえよう。当時の吉野にあっては、選挙権の拡張それ自体よりも、「有資産家中の無能力者を斥け無資産者中の能力者を拾ひ、以て普く能力者を網羅する方法¹⁸〔傍点一原文〕」の講究に重きが置かれていたのである。経済的な規準のみならず、「教育職業履歴等」の総合的な視野から、投票者の能力を最大限に引き出すこと、換言すれば、政治領域それ自体の裾野を広げつつ、その域内が有能者によって埋め尽くされることが、吉野の理想郷だったのであろう。だからこそ、「衆民的基礎を失ふこと」なく、しかも「無智の人民を余り多く政治圏内に齎すこと」のないような政治制度が設計されなければならなかったのである¹⁹。

ここには、やや倒錯した状況認識が示されているように思われる。「衆民的基礎」を確保せんとする指向と、それにもかかわらず「無智の人民」から政治を守らんとする指向とが混在していることは、一瞥すればすぐに理解できよう。普通選挙へのベクトルと、制限選挙へのベクトルとが分裂しながらも、同居しているわけである。

こうした吉野の一連の提言が、平民社の「平民議会」（普選）論と比べて保守的で、不十分な民主化論であることには変わりはない。吉野自身、「衆民的基礎」の確保を目指そうとしているのであれば、なおのことであろう。

デモクラシーの方向へ完全には振り切れなかった、というべきか。ために、吉野の国内政治論は、現状変革を伴わないかのようなようである。しかし現実の政治体制（超然内閣制）が批判的にとらえられ、超然主義打倒のための方策として国内の民主化運動（「主民主義的運動」）に期待が寄せられていたことを、見過ごしてはならない²⁰。この点で、ロシアの専制政治と日本の藩閥政治は、ともに超克すべき対象として設定されていたといえよう。

では、具体的に、いかなる政治体制が理想とされたのか。日露戦争期の吉野に特長的なのは、政党内閣制（二大政党制²¹）ではなく、責任内閣制が理想的な政治体制と解釈されていた点であろう。政党に対する不信も作用してか²²、政党内閣制が成立する条件（「二大党派の存すること」「其何れかの一方が必ず絶対的過半数を有すること²³」）が整わない段

階では、政党内閣制は採るべき政治体制としては観念されない。何より政党に有能な人材が結集していなければ、その条件をクリアできないからであった²⁴。

それに対して、責任内閣制は、「議会を以て政府の監督者とするの主意最も明瞭に發揮」できる政治システムと評される。「政府を抑へて議会を立て、之を主として彼を客とする」制度として、である²⁵。もちろんこの時点で、選挙民の代議士に対する監督が十全に機能するとは想定されていなかったが²⁶、ここでは、責任内閣制が立憲制度と同様（後述）、「民意」を政治のなかへ送り込むことのできるシステムとして肯定的に語られている点に注目しておこう。吉野にしてみれば、責任内閣制は、超然主義や藩閥政治、そして元老政治に代わる民主的な政治制度にほかならなかったのである²⁷。

不十分とはいえ、デモクラシーの精神を、ここに読み取らないわけにはいかない。敢えて繰り返しておけば、普通選挙によらずとも、民意を吸収しうる政治システムの設立を見越していたように、日露戦争期の吉野は、不完全ながらもデモクラットとして政治変革の言を発していたのである。しかしそれが、ロシアの民主化を望む声とは反対に、日本国内の民主化を遮るような言でもあったことは、きちんと押さえておかなければならない。

第2章 ナショナリズム ——西洋と東洋のはざままで

では、なぜそのような事態に収斂してしまったのか。当該期の吉野にあっては、「国家の到達すべき窮極の目的」が「其国の生存發達」に設定され、またそれを実現するための立憲制度が「人民をして政治の得失に対する終極の判定をなさしめ」、「人民を以て確定的の政治勢力とするの制度」と解説されていたように²⁸、デモクラシー（手段）がナショナリズム（目的）に服属したそれとして配置される傾向にあったからである²⁹。

「蓋し国家と人民とは元と利害を異にするものに非ず又異にすべき者に非ず（是れ国利民福と併称する所以）³⁰」との確信からも併せて窺えるように、立憲制度（手段）には、国家の「生存發達」（目的）に貢献する作用が期待されていたのである。立憲制度は、いわばかかる目的のために呼び起こされたといっても過言ではない。

日露戦争期における吉野の国際政治思想は、概してこうした国家の「生存發達」を重視する傾向が強い。「吾人は力争して國權を拡張せざるべからず³¹〔傍点—原文〕」との一文は、同時代における吉野の国際政治思想、その基本型がナショナリズムによって組成されていたことを物語っていよう。

そのような基調は、世界政治における東洋の位置、わけても日本の位置に関する認識枠組から確認することができる。吉野の世界政治観によれば、既存の国際政治は、欧州中心主義の思想によって構成されてきたと解される。

歐洲人は自分達のみが世界最優秀の人種にして自ら世界を指導するの任あり亜細亜も亦自己の支配すべきもの也と自信し居るなり。彼等は自ら世界の主人公を以て居り、歐洲以外の土地人民は全然歐洲及歐人のためにあるものとなす。彼等は自己の定めた

る規則におこがましくも万国公法の名を與へ、自己の歴史を僭稱して世界歴史といへり。歐洲の利害は即ち世界の利害にして人道とは歐洲的同情以外に出でざるものと誣うるに至る³²。

かくのごとき「欧州＝世界」において、黄色人種や東洋諸国は、世界政治の構成員とは認定されず、植民地ないし半植民地の状態に甘んずるよりほかない³³。しかし吉野は、こうした既成の世界認識に対して語気を強めて異議を突き付ける。欧州中心主義の思想は、西欧人種の「謬想」「迷夢」に過ぎず、「高遠なる人道の發達を妨げたる」「汚点〔傍点—原文〕」にはほかならない、と³⁴。

では、日本をはじめ、東洋を救うためには、いかなる手段がありうるか。世界を西洋の世界にとどめるのではなく、東洋を含んだ世界へと変質させることであった。なかでも、日本の国際的地位を向上させ、その存在をひろく知らしめることであった。

日清戦争によりて稍東洋に雄飛せる日本帝国は今や日露戦争に連勝して歐洲の耳目を聳動しぬ。勝敗の決今俄に断ずべからずと雖も日本人の勢力は頗る畏るべきものとして少くとも欧人の認識に上れり。若し幸にして連戦連勝光榮ある結末を見ん乎、其の結果は到底日本をして世界政治の外に無視するを得じ。(中略) 事若し世界公同の福祉に関せんか、少くとも我に一投票権なかるべからざるに至るや必せり。茲に於て世界政治の畛域は東洋にも跨り、稍世界政治の理想に一步を進むることを得べきなり³⁵。

日本が東洋の代表者として位置づけられていることは、容易に理解できよう。だからこそ、日本の「雄飛」は、東洋のそれへと連なり、ひいては「世界政治の畛域」が「東洋にも跨」ると説かれたのである。そして何より「日本をして世界政治の外に無視するを得」ないようにするためには、目前の戦争に勝ち抜かなければならなかったのである。その意味で、吉野にとって、日露戦争は、世界がまさしく世界たりうるかを賭した闘いなのであって、勝利以外は想定されてはならなかったといえよう。

反欧州的な「東洋モンロー主義」の理念が表明されたことは、その延長線上に位置づけられるものである。

近時日本の發達は東洋の政治を欧人の専決に委せざるの状勢を馴致せり。歐洲人の利害によりてのみ東洋の運命は左右せらるべからず、東洋の運命は東洋人自ら之を左右せんとの新要求は知らず知らず日本の發達と共に提出せられたり。是れ豈彼等西人の多年の信条に反抗するの聲に非ずや。(中略) 吾人は獨り東洋の運命にかゝる問題に容喙するの實権を獲得するのみならず、更に世界の運命の決定に參與するの實力を養はざるべからず。吾人の奮發を以て一には東洋の氣焰を吐き一には西洋人の迷夢をさますとせば豈に壯快に非ずや。吾人は益物質的に精神的に吾人の潜勢力を發揮すべし。

吾人は盛んに吾人の運命に関する吾人の主張を唱導すべし³⁶〔傍点—原文〕。

東洋諸国のなかで日本が先んじているとの自負が見え隠れする文章ではあるが、こうした理念が打ち出されたのも、現存秩序に対する吉野の違和感が言語化された結果といえよう。「東洋の救済」という吉野なりの使命感は、かかる東洋モンロー主義の言説となって結

晶したのである³⁷。

とはいえ、そうした理念は、既存の世界から超脱するために説かれたわけではなかろう。むしろそれは、世界政治のなかに東洋を、より直接的には日本を定立するロジックとして提出されたように思われる。既成の世界認識に修正を加えながら、世界の境域を組み替え、そのなかにみずからを位置づけるロジックとして、である。

そうした傾向は、黄禍論を煽動した吉野の言動のなかにも見て取ることができる。黄禍論そのものが無前提に許容されたわけではないが、吉野にしてみると、「黄禍説のともかくも盛に唱へらるゝは必竟吾人の勢力が西欧に認識せられたる結果に外ならざるが故に、吾人は寧ろ益々此説を利用し、吾人の勢力の正当なる認識を要求し以て世界政治の発展を図らざるべからず³⁸」と論じられたように、黄禍論の登場は、日本の国際的地位が向上したことの証として位置づけられるべきものであった。黄禍論が喧伝されればされるほど、日本の世界史的 position は上昇してやまない。それゆえに、むしろ「黄禍論をして一たび呼号して再び其聲を収めしむる勿れ。吾人は凡ての方面に大に奮励して、大に黄禍論を起らしめざるべからず³⁹ [傍点—原文]」とまで放言されるに至ったのである。

再度強調しておけば、こうした吉野の発言は、世界——より限定的に言えば、ヨーロッパ諸国——に対して日本の実力を認めさせるために発せられたものであって、ナショナリズムの高調が過ぎるにせよ、ヨーロッパ世界からの離脱が予定されていたわけではなかった。日本人が西洋人と同等の品格を備えなければならないと論じていたように⁴⁰、西洋を全面的に否定し去ることは不可能だったからである。日露戦争が政治的進化の法則から意味づけられていたことは、すでに述べたとおりであるが、そうした進化の法則は、西洋諸国の歴史的経験から抽出された原則であって、西洋は参照されるべき他者にほかならなかったからである。

以上のような言説構造の内部には、西洋に対するアンビバレントな情念が示されているように思えてならない。吉野が「民族精神」や「日本文明」なるものの探求に向かったことは、そうした想念を解消しようとした過程として位置づけられうるものである。

吉野をして「日本固有の文明」を究明せしめた直接的なきっかけは、やはり日露戦争にほかならなかった。では、なぜ日露戦争がその契機となるのか。日露戦争における「日本戦捷の原因⁴¹ [傍点—原文]」がいったい何に由来するのか、が必ずしも明瞭ではなかったからである。吉野いわく、日清戦争において日本が勝利を収めたのは、「歐西文明を輸入したから [傍点—原文]」であって、その意味で、日清戦争の結果は、「東洋文明に対する西洋文明の勝利 [傍点—原文]」として解釈することができる、という⁴²。こうした説明の仕方は、吉野に固有のものではなく、世間の一般的な思潮として紹介されているが、吉野自身もそうした説明に納得していたようではある。

しかし吉野によれば、日露戦争に関しては、「西洋文明の躰得⁴³ [傍点—原文]」だけでは説明がつかない、という。相手国であるロシアは、「固より欧西に於て最も後れたる国なりと雖も⁴⁴」、「兎も角も歐洲の天地に於て久しく欧西文明に浴した⁴⁵」国家だからである。

いずれも戦争末期で、いまだ勝敗が決していない段階での発言ではあるが、吉野は「日本文明の真髓は更に之を西洋文明以外の他の元素に求めねばならぬ⁴⁶」と述べ、日本文明、別の表現をもってすれば、「日本的なるもの」の講究に向かったのである。しかも、「吾人の終生を捧ぐるに値する重大なる而かも名誉ある大事業⁴⁷」として、である。

結局、日本文明の内容については、踏み込んで解析されることなく、せいぜい「西洋人の有せざる一種独特の精神的原理〔傍点—原文〕」「西洋文明以上の雄大なる精神」「祖国本来の大精神〔傍点—原文〕」と説明される程度のものにとどまり⁴⁸、それらが、日本の勝利を誘う元素として位置づけられることで落ちてしまふ。

しかし日露戦争期の吉野を語るうえでは欠かせない概念、「国家魂」や「国家威力」が、そうしたプロセスのなかから登場したことは見逃せない。それでは、かかる概念によって、吉野はいったい何を語ろうとしていたのか。その語りの背後には、いかなる論点が含まれていたのであろうか。

第3章 「国民＝国家」の創造とその技法 ——ナショナル・デモクラシー

「国家魂」「国家威力」なる概念とは、法律的概念であるところの主権（者）を超え出るものとして措定されたものであって、吉野にしてみれば、それは、「国家精神」「一大民族的精神」と定義づけられるべき性質のものである。主権者によるひとの支配が「外部的規範」であれば、「国家魂」や「国家威力」は、主権者を含めて人びとの精神内部に作用するような「内的規範」として定式化される。したがって、主権者もその内的規範の拘束からは逃れられない。主権者による統治の成否は、偏にそうした規範に恭順であるか否かによって決せられるのである。

法律上より論ずれば主権は国家に於ける最高の権力なり主権者は何人の支配をも受くべからざるものなりと雖も、政治上より之を論ずれば主権者は実際国家威力の支配を受くること多きものにして且つ又之が掣肘に甘ざるを可とするものなり。何となれば主権者が能く主権者として永久に万民の尊敬を博せんとせば一に国家威力の指示する所を着実に顕表するの措置に出でざるべからざるを以て也。故に近代国家に於ける国家威力は単に臣民を統制するの規範たるのみならず又実に主権者をも指導するの活力たるものなり。是れ政治の理論上主権者（又は主権団体）を以て国家威力を顕表する最高の機関なりと云ふ所以也⁴⁹〔傍点—佐藤〕。

「法律」と「政治」の区分法に基づき、主権が解釈されていることは、即座に理解できよう。このような弁別は、民本主義的思惟の原型として位置づけられる。ここでは、差し当たって、民本主義の政治思想が、主権の所在（法律）よりも、主権の運用（政治）に重きを置くそれであったことだけを押さえておこう。けだし民本主義の起源は、日露戦争期に胚胎していたのである⁵⁰。

かような視座を獲得していれば、絶対無限と規定される主権的権力の形式的（法的）性

質は読み破られてゆかざるをえない。したがって、その解法は、すぐれて立憲主義的である。立憲制度は、「蓋し国家威力の敬重を主権者に強制する」政治システムにほかならないのである⁵¹。主権制約的な政治理念、別言すれば立憲主義の提唱は、「国家魂」「国家威力」なる概念が設定されたればこそ、可能であったといえよう。

制限されるべきは、しかし主権だけに限らない。「権力は以て人の外部の行動を強制するに足る、而かも人心の内面を左右するを得るや否やに至つては全然無力なりと知らずや。願くば権力の行使をして必要の程度に止まらしめよ⁵²」と論じられたように、人間の「外部」から人間に対して強制力を発揮するすべての権力——警察、司法、代議士、教育など、政治的社会的諸権力による統制支配——もまた、極力制約されなければならなかったのである。主権や権力からの「自由」、個人の「自由」がフォーカスされていることは、間違いなさそうである。

では、なぜ人びとの「自由」は保障されなければならないのか。「近代文運の開発は各個人の自主自由の精神を勃興し、従つて自己の行動は自家独立の判断に基きて決行せんとするの風潮を生じ、其国家的行動に関してもほゞ各人に一定の理想を生じ」せしめたからである⁵³。首長や貴族など少数者による統制支配（「少数中心主義」）に代わって、「多数中心主義」が近代国家の正当（正統）な統治理念へと転じてゆくプロセスが描き出されたように⁵⁴、同時代はまさしく「個人覚醒の時期」にほかならなかつたからである⁵⁵。

近代政治の場面にあつて、多数の個人は、「国家威力」を構成する主働的因子として位置づけられ、各個人の自発的な意思や行動が軽視されることは最早ない。近代国家は、「国民的基礎⁵⁶」によって根拠づけられなければ、およそ成り立ち難いからである。個人そのものと、多数個人の自由が保障されていた限り、デモクラシーの理念（「主民」）は、確実に抱き続けられていたといえそうである。

しかしながら、ここで想定されている個人は、むき出しの一個の個人では決してない⁵⁷。吉野の学究生活が、ヘーゲル哲学の読解から開始されたことは、よく知られた事実であるが、そのなかで、個人と「国家社会」の布置状況が、「思ふに個人の生活なるものは元と社会国家を離れて存在せず。全然社会的交通より超絶せる個人の自由独立と云ふが如きは到底吾人の想像し得ざる所なり⁵⁸」と説明されたように、個人は自由を尊重されながらも、国家のなかへ包摂され、個人と国家の意思は統合されるべきものとして措定されていたのである。権力からの自由は、国家からの自由を意味しなかつた、というべきであろう。

国家の目的と個人の真目的とは *identisch* なるものなり。国家の目的は固より直接に個人的利益の保護に存せずと雖も、個人の目的は畢竟国家それ自身なりと云ふべきが故に、個人は国家の目的を其目的とすることによりて満足を得べく、国家の目的を適当に遂行するは即ち個人の幸福を来し其利益を増進する所以なり⁵⁹。

ヘーゲル国家論を紹介した一文から、である。ここに示されているように、ヘーゲルの国家学説は、個人本位ではなく国家本位に限りなく近い。しかし吉野の整理に従えば、ヘーゲルの国家論が、既存の社会契約説と決定的に異なるのは、第一に、国家本位的であり

ながら、**国家と個人の实在を承認してみせた点**、第二に、**国家をして「其自身に固有の目的を有する一種の有機体⁶⁰」**として探究してみせた点に求められる。

こうしたヘーゲル読解は、吉野自身の国家思想となって表明されたように見受けられる。その点については、「思ふに国家精神の個人に於ける完全なる顕現、換言すれば個人的意思の国家魂に迄の活潑なる向上は国家最上の理想にして、個人の意思と国家の精神との乖離は実に国家の生存に取りて一大不祥事たり⁶¹」と書き記されたことから、窺い知れよう。「国家生存」というモチーフが活かされているように、デモクラシー（個人）の理念は、ナショナリズムと合成することが予期されていたのである。個人と国家、そしてデモクラシーとナショナリズムは、まさしく弁証法的に構成——止揚 *aufheben* されなければならなかったのである。

その限りで、吉野の政治思想は、国民統合のモメントを含んだ、ナショナル・デモクラシーの思想として読み解かれるべきであろう。こうした吉野の営為が、「国民＝国家」創造のための技法であったことは、もはや疑いえない。「国家魂」や「国家威力」なる抽象概念が仮構されたのは、まさしくこのような文脈において、であった。「国家の強弱治乱は国家魂と個人的意思との関係の疎密によりて」分かれるのである⁶²。

強力で秩序ある国家の創成と、自由を保障された個人の国家への包摂（受働的行為ではなく、主働的行為）が予定されていることは、論を俟たない。ナショナリズム的視座が主旋律をなし、デモクラシー的契機の合流が期待されているように、デモクラシーの政治理念は、ナショナリズムとして語られているといえよう。のみならず、国際政治上における日本の「国家生存」をより確かなものにするべく、世界の一員、東洋諸国の代表者としてみずからを定立せんとする衝動も、その前提要件として理解されるべきであろう。普通選挙の提唱に踏み切る必要がなかったのも、こうした国家思想から解釈すべき事柄なのかもしれない。

ナショナリズムとデモクラシー——この二つの契機は、未分のもの、言い換えれば、それぞれに独自の圏域を形成し対峙するのではなく、混濁した境域を形作っていたのであって、ナショナリズムとデモクラシーは、個人と「**国家社会⁶³**」をめぐる有機的な交感作用のなかで、いわば調合された一つの精神領域として確実に培養されなければならなかったのである。

おわりに

そうであれば、ナショナリズムとデモクラシーは、互いに切り離されることはない。それゆえに、一方が冀求されれば、他方も呼び込まれ、逆に、一方が切り捨てられれば、他方も捨象されることとなろう。ナショナリズムとデモクラシーを切除して、どちらか片方だけを救い出すことはできない、というべきか。「国家魂」「国家威力」なるコンセプトの後背には、こうした含意が読み取られるべきであろう。

日露戦争期における吉野にあって、ナショナリズムとデモクラシーの交合は、不十分なながらも国内外政治の民主化を期待し、「国民＝国家」を創造しようとする指向、あるいは、日本を世界政治のなかに位置づけんとする作為的衝動として抽出しうる。日本を戦捷国として描き出そうとする試みも、その一端といえよう。再論しておけば、当該期におけるデモクラシーの精神は、ナショナリズムに引き摺られる恰好で組み立てられていたのである。

このような言説構造の内部構成は、とりわけ世界大戦以降、再編を迫られ、こと 1916 年以後は、いかにも「吉野らしい」姿が検出できるようになる。しかしナショナリズムとデモクラシーの理念が、その後も抱き続けられたことを等閑に付すわけにはいかない。否、予想外にも、この二つの理念は、より明確な私たちでもって整序されるに至った感さえ与える。普通選挙のイデオログへと変貌を遂げた段階において、吉野は、以下のような視座から選挙権の理論を紡ぎ出してみせる。

国家は畢竟我々個人の集合体で、我々は即ち国家を經營する上に銘々積極的の責任を有つて居るといふ觀念が明になつたから、参政権は、此等国家的責任の個人的分担といふ事に新しい根拠を見出したのである。(中略) 之に依つて凡ての国民に国家的精神を起さしめ、凡ての分子が明瞭に目的を意識して、其上に国家が充実したる根底のある發達を為す事が出来る訳になるから、民本主義の大に之を採用して些かも遲疑する所なかるべきは明白の道理である⁶⁴。

国家の構成員（「分子」）である以上、国民は国家經營の責任（「国家的責任」）を担わなければならない。そしてその使命は、「国家＝政治」領域（公共領域）のなかで果たされなければならないのである。参政権の理論が、国民の「国家經營責任分担」として語られているように、それは政治上における「国家総動員」を思わせるに十分過ぎるほどである⁶⁵。国民の国家に対する盲目的な帰依、全面的な忠誠が要請されたわけではなかったにせよ——自由主義の保障⁶⁶、あるいはまた、日露戦争期ほど、ナショナリズムが全面的に押し出されたわけではなかったにせよ、デモクラシー思想のなかに、国民統合的なナショナリズムの契機が内在していることは疑いえないであろう。

日露戦争期においてデモクラシーは、ナショナリズムから誘われていたが、世界戦争期以降は逆に、デモクラシーからナショナリズムが招き寄せられたのである。ナショナリズムとデモクラシーをめぐる配置図は、かくして書き換えられた。しかしそうであっても、ナショナリズムとデモクラシーが弁別し難いことに変わりはない。

やや大袈裟な表現ではあるが、ナショナリズムと触れ合わないデモクラシーはありえない、といえようか。とまれ、日露戦争と世界戦争を経て、吉野の政治思想は、デモクラシーに比重を置きつつも、ナショナル・デモクラシーのそれとして確かな輪郭を整えていったとみることができよう。

だとすれば、ナショナリズムとデモクラシーを区別して論じることは、そう賢明ではなからう⁶⁷。と同時に、ナショナリズムと分離する仕方、デモクラシーにアプローチしたとしても、その本質には十分迫り切れないのではないか、との疑念も禁じえない。意外か

もしれないが、デモクラシーの方向を徹底することは、ナショナリズムを動員する契機にもなりえたのである——普通選挙制は、その制度的触媒として位置づけられよう⁶⁸——。

こうした理解が正しいのだとすれば、ナショナリズムが半永久的に産出され続けてゆくことは避けられないであろう。デモクラシーが政治的な永続運動——しかも簡単には捨象できない——である以上⁶⁹、それは宿命とすらいいうる。しかもそれに伴って、ナショナリズムやデモクラシーに附随する「民族」や「国民」なる概念もまた、終わりを告げないのであって、以後の歴史空間においても、その「分裂」「統合」「排除」といった不協和音と無関係ではいられないであろう。

さて、吉野に限定していえば、おおよそ爾後のナショナリズムは、世界秩序の再編を承けて、国際協調主義のなかに埋め込まれていった結果、その暴走を未然に防ぎえたように見受けられる。「国際主義」と「国民主義」の調和が指向され、「世界は一つのオルガニズされた有機体である」とさえ宣言されるに至ったのである⁷⁰。そのようなプロセスを経て、「民族」という言葉が、特別な意味をもって、吉野に重くのしかかってくるのは、1930年代、実に満州事変以降の出来事であった。

はたしてデモクラシーは、ナショナリズムを飼い慣らすことができるのか——このような問いが、吉野の認識枠に隠されているように思えてならない。そしてそのような萌芽——歪でありながら、しかし確実な——が、日露戦争期に求められるであろうことは、間違いなさそうである。

¹ 日露戦争期の吉野に関する専論としては、平野敬和「日露戦争期の吉野作造」(『日本学報』第18号、1999年3月)、岩本典隆「若き吉野作造のナショナリズム——擬制的な国民主権論としての自立—連帯的ナショナリズムの要求」(『政経論叢』第68巻第2・3号、1999年12月)が挙げられる。

² 飯田泰三「ナショナル・デモクラットと「社会の発見」」(同『批判精神の航跡——近代日本精神史の一稜線』、筑摩書房、1997年、初出1980年)の鋭い分析をはじめとして、以下の研究を参照。清水靖久「〈解説〉吉野作造の政治学と国家観」(『吉野作造選集』1、岩波書店、1995年)、北岡伸一「〈解説〉吉野作造の国際政治思想」(『吉野作造選集』5、岩波書店、1995年)、松本三之介『吉野作造』(近代日本の思想家11、東京大学出版会、2008年)、氏家法雄「吉野作造(前期)のナショナリズム——日露戦争から第一次世界大戦までの対応」(『東洋哲学研究所紀要』第25号、2009年)など。

³ 三谷太郎『大正デモクラシー論——吉野作造の時代』(東京大学出版会、1995年)43頁、同『近代日本の戦争と政治』(岩波書店、2010年、初出1997年)23~24頁。

⁴ 三谷太郎『大正デモクラシー論——吉野作造の時代とその後』(中央公論社、1974年)291頁、三谷前掲『大正デモクラシー論——吉野作造の時代』337頁。

⁵ 福沢諭吉「日清の戦争は文野の戦争なり」(『時事新報』1894年7月29日付)、『福沢諭吉全集』第14巻(岩波書店、1961年所収)。なお、日本外交の基調が「文明国標準」であったことについては、酒井一臣『近代日本外交とアジア太平洋秩序』(昭和堂、2009年)を参照。

⁶ 大隈重信「日露戦争に就て」(『太陽』第10巻第4号、1904年3月)、加藤弘之「日露の運命」(『太陽』第10巻第5号、1904年4月)など。

⁷ 吉野作造「露国の敗北は世界平和の基也」(『新人』第5巻第3号、1904年3月)、『吉野作造選集』5(岩波書店、1995年所収)9頁。以下、『吉野作造選集』全15巻+別巻(岩波書店、1995~1997年)からの引用は、『選集』と略記し、巻数と引用頁数のみを記す。

⁸ 同上、10頁。

⁹ 吉野作造「露国貴族の運命」(『新人』第6巻第5号、1905年5月)、『選集』5所収、14頁。

¹⁰ 吉野作造「露国に於ける主民的勢力の近状」(『新人』第6巻第5号、1905年5月)、同上所収、13頁。

¹¹ 吉野前掲「露国の敗北は世界平和の基也」10頁。

- 12 吉野前掲「露国貴族の運命」14頁。
- 13 「先づ政権を取れ（社会運動の第一着手、普通選挙の請願）」（『平民新聞』1904年10月16日付）、『史料近代日本史・社会主義史料』（平民新聞4、創元社、1958年所収）4頁。
- 14 吉野作造「普通選挙請願運動の概を読む」（『新人』第5巻第12号、1904年12月）33頁。
- 15 同上、33頁。
- 16 同上、33頁。
- 17 吉野作造「選挙権拡張の議」（『新人』第5巻第12号、1904年12月）34頁。
- 18 同上、34頁。
- 19 同上、34頁。
- 20 吉野作造「本邦立憲政治の現状」（『新人』第6巻第1・2号、1905年1・2月）、『選集』1所収。
- 21 吉野の二大政党制構想とその射程については、小関素明『日本近代主権と立憲政体構想』（日本評論社、2014年）が詳しい。
- 22 吉野作造「政党進化論」（『新人』第5巻第4号、1904年4月）。
- 23 吉野前掲「本邦立憲政治の現状」10頁。
- 24 同上、10頁。
- 25 同上、9頁。
- 26 吉野作造「選挙方法改正の議」（『新人』第5巻第12号、1904年12月）35頁。
- 27 吉野作造「政進両党の新連鎖」（『新人』第5巻第10号、1904年10月）35頁。
- 28 吉野前掲「本邦立憲政治の現状」4～6頁。
- 29 清水前掲「〈解説〉吉野作造の政治学と国家観」388頁。
- 30 吉野前掲「本邦立憲政治の現状」4頁。
- 31 吉野作造「大に黄禍論の起れかし」（『新人』第5巻第11号、1904年11月）39頁。
- 32 吉野作造「豪洲人の日露戦争観を讀みて」（『新人』第5巻第10号、1904年10月）33～34頁。
- 33 吉野作造「日露戦争と世界政治」（『新人』第5巻第8号、1904年8月）31頁。
- 34 吉野前掲「豪洲人の日露戦争観を讀みて」34頁。
- 35 吉野前掲「日露戦争と世界政治」32頁。
- 36 吉野前掲「豪洲人の日露戦争観を讀みて」34頁。
- 37 1930年代、最晩年の吉野は、「東洋モンロー主義」の理念を掲げてゆくが、その点については、拙稿「『国際民主主義』から『東洋モンロー主義』へ——吉野作造の国際政治思想」（『ヒストリア』第220号、2010年6月）を参照されたい。
- 38 吉野前掲「日露戦争と世界政治」32頁。
- 39 吉野前掲「大に黄禍論の起れかし」39頁。
- 40 吉野前掲「豪洲人の日露戦争観を讀みて」34頁。
- 41 吉野作造「日本文明の研究」（『国家学会雑誌』第19巻第7号、1905年7月）131頁。
- 42 吉野作造「日本民族の精神的自覚」（『新人』第6巻第7号、1905年7月）53頁。
- 43 吉野前掲「日本文明の研究」131頁。
- 44 同上、131頁。
- 45 吉野前掲「日本民族の精神的自覚」53頁。
- 46 同上、53頁。
- 47 吉野前掲「日本文明の研究」132～133頁。
- 48 吉野前掲「日本民族の精神的自覚」54頁。
- 49 吉野作造「『国家威力』と『主権』との觀念に就て」（『国家学会雑誌』第19巻第4号、1905年4月）、『選集』1所収、95頁。
- 50 松本三之介「『民本主義』の構造と機能——吉野作造を中心として」（同『近代日本の政治と人間——その思想史的考察』、創文社、1966年、初出1957年）。
- 51 吉野前掲「『国家威力』と『主権』との觀念に就て」96頁。
- 52 吉野作造「権力万能主義の謬妄」（『新人』第6巻第4号、1905年4月）51頁。
- 53 吉野前掲「『国家威力』と『主権』との觀念に就て」94頁。
- 54 同上、94頁。
- 55 吉野作造「国家魂とは何ぞや」（『新人』第6巻第2号、1905年2月）、『選集』1所収、79頁。
- 56 同上、79頁。
- 57 「個人」をめぐる日本近代の思想史的記述については、住友陽文『皇国日本のデモクラシー——個人創造の思想史』（有志舎、2011年）が参考になる。本稿はまた、住友「国体と近代国家——吉野作造による〈主権者と臣民との関係〉認識から」（『人文学の正午』第4号、2013年1月）に示唆を得ている。
- 58 吉野作造『ヘーゲルの法律哲学の基礎』（法理研究会出版、1905年）、『選集』1所収、73頁。

- ⁵⁹ 同上、75頁。
- ⁶⁰ 同上、76頁。
- ⁶¹ 吉野前掲「国家魂とは何ぞや」79頁。
- ⁶² 同上、80頁。
- ⁶³ 「国家社会」とは、日露戦争期における表現である。1920年前後になって、吉野は「国家」とは異質な「社会」を発見するに至るが、その点については、飯田前掲「ナショナル・デモクラットと「社会の発見」、清水前掲「〈解説〉吉野作造の政治学と国家観」が詳しい。
- ⁶⁴ 吉野作造「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」（『中央公論』1918年1月号）、『選集』2所収、111頁。
- ⁶⁵ 三谷太一郎は、大正期における吉野の政論から、この点をいち早く指摘している。こうした指摘は、とりもなおさず第一次世界戦争（戦時体制）とデモクラシー（「大正デモクラシー」）の連なりを念頭に置いたものである。三谷前掲『大正デモクラシー論——吉野作造の時代とその後』41頁。
本稿は、三谷の視座を踏襲しつつも、ナショナリズムとデモクラシーの配置状況そのものについて焦点を当てたものである。
- ⁶⁶ 吉野作造「国家的精神とは何ぞや」（『中央公論』1920年3月号）、『選集』1所収。
- ⁶⁷ この論点については、有馬学「「大正デモクラシー」論の現在——民主化・社会化・国民化」（『日本歴史』第700号、2006年9月）、同「「大正デモクラシー」の再検討と新たな射程」（『岩波講座：東アジア近現代通史』第4巻、岩波書店、2011年）を参照。
- ⁶⁸ しかし注意しておくべきは、国民の多数意思を糾合しうる状況に達したとしても、国民意思がそれに乗じて複数に分解し、政治（政党）や経済（階級）、社会によって分断されてゆくことも免れない、という点である。単一の国家意思を形成する保障は、どこにも見当たらないがゆえに、国家意思の統一は永遠のアポリアたらざるをえない。
推測の域を出ないが、それを可能にするのが、ナショナリズムをはじめ、国民、民族、国体、非常時、挙国一致といった概念なのかもしれない。満州事変後の日本社会を診断した吉野が、階級に代わって「民族」概念が全面化しつつあると表現したことは、その一例といえようが（吉野作造「民族と階級と戦争」、『中央公論』1932年1月号、岡義武編『吉野作造評論集』、岩波文庫、1975年所収）、この点については、吉野だけではなく、広範な視野から相当踏み込んだ分析が必要となるため、今後の課題にしておきたい。
さらに欲をいえば、ナショナリズムとデモクラシーの交雑という観点から、次なる戦時（第二次世界戦争）へ至る経路も見通したかったが、今回は果たせなかった。この点に関しても、併せて別の機会に論じようと思う。
- ⁶⁹ 拙稿「「政治」をめぐる闘争——「民主主義＝永久革命」と吉野作造」（『吉野作造研究』第10号、2014年4月）。
- ⁷⁰ 吉野作造「国際聯盟と民衆の輿論」（『中央公論』1920年2月号）、『選集』6所収、91～92頁。同「国際聯盟は可能なり」（『六合雑誌』1919年1月号）、同上所収、12頁。